

東京社保協第10回常任幹事会・資料集

2018年2月22日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～3 中央社保協ニュース「2017年全国代表者会議開く」
- 4～19 中央社保協全国代表者会議基調報告
- 20 中央社保協全国代表者会議アピール
- 21～23 介護報酬改定厚労省レクチャー
- 24 介護をよくする東京の会第2回事務局会議報告
- 25～26 2018介護フォーラムアンケート
- 27 消費税廃止東京各界連事務局会議報告
- 28～31 都民連第2回世話人会まとめ
- 32 厚労省主催「平成29年度都道府県ブロック会議」資料
- 33～34 差押え禁止財産の法的根拠
- 35 2018年度標準保険料率と2017年度保険料率の増減
- 36 2018年本係数に基づく試算額と2017年度比較
- 37 2018年度本係数に基づく都内子ども国保料(税)と2017年の比較



中央社保協ニュース

17-12号 発行・2018年2月9日 中央社会保障推進協議会

2017年全国代表者会議ひらく

「憲法・いのちを巡って真っ向勝負の2018年、社保協の総力をあげて頑張ろう！」

2月7日「2017年全国代表者会議」を開催し、22都道府県15中央団体から62人が



参加しました。2018年総会まで折り返し地点となった現在の運動の到達と今後の重点について、山口事務局長から「社会保障制度の拡充で、安心して生きられる国へ国民のいのち、暮らしに税金回せ」の基調報告を受け、討論で深め確認しました。会議は、住江代表委員の開会あいさつの後、基調報告。午後の冒頭に「安倍9条改憲NO！市民アクション」の長尾さん（全

労連副議長）、「いのちのとりで裁判全国アクション」の西野さん（全生連事務局長）からの連帯のあいさつを受けました。（写真下、連帯挨拶する全労連・長尾副議長）

討論では6団体14社保協が発言。「国保の運営方針に『国保は社会保障の中核である』ことを明記させた」（千葉）『いのちまもる署名』を20万目標で取り組み13万の到達。府も国保料を下げると明言し、各自治体へも広がっている」（京都）、「小田原ジャンパー事件へ抗議要請のなかで生活保護のしおりに『憲法25条にもとづくもの』と明記させ、生活保護『受給者』から『利用者』に変更されるなどの成果があった。平塚市へも広がっている」（神奈川）、「滞納・差押えホットラインでの相談に地域社保協がすぐに訪問し差押え分の24万円を返還



させた。いのち・暮らしを守る実働部隊として地域社保協が必要」(大阪)、「各団体によびかけて2つ目の社保協が結成。学習を基礎に9条・25条のネットワークを」(和歌山)、「年金カット法などで年金が切り下げられた。年金問題は今が旬!の課題。地域の学習会に105人が参加」(千葉)、「クイズチラシは去年の倍が集まった。『親・自らの将来が不安』などの声が多い一方で『高齢化の中で医療費削減はしかたがない』の声もある。これにどう応えるか、現場からの発信が重要である」(保団連)、「65歳介護保険優先はたたかいの中で改善せざるを得なくなった。しかし、この間の法改定で医療・介護・福祉・生保の制度が一体化され、その制度から外れると『自助』へと憲法25条否定である」(障全協)、「自治体キャラバンですべての自治体を訪問した。社保協の総会に日本共産党・新社会党・社会民主党から出席、立憲民主党からはメッセージがあった」(山梨)、「本日、55万3千余の署名提出。各県が事前にアポをとって10人の議員と面談し要請した」(新婦人)など全国のたたかいの経験・教訓が語られました。また、沖縄の代表(高崎事務局長)が名護市長選のたたかいを受けて、今後の運動の決意を発言しました。(以下参照)



名護市長選で、7割の辺野古基地反対の世論に、国の補助金を道具にした大がかりな介入が行われた。権力介入への規制やフェイクニュース、計画的組織戦にいかに対抗するか、若者に沖縄の歴史をどう継承させるのかなど、民主主義を守るためにも課題が明らかになった。選挙で辺野古基地建設が決して容認されたわけではない。地方の閉そく感、安倍政権がつくったものであり、地域に9条と25条をあわせた厚みのある市民運動をまきおこすことで政治を市民の手に取り戻すことができる。引き続き、秋に向けて那覇市長選挙、沖縄県知事選挙へ、辺野古新基地を許さず、社会保障運動を合わせて前進させる決意だ

討論を受けて山口事務局長が「地域医療と労働者を守るたたかい、福祉共同行動、国保料(税)を引き上げさせないたたかい、9条・25条のたたかい、『いのちのとりでアクション』のたたかい等との共同を広げよう。いのち・暮らしを守るためにも地域社保協の結成を」とまとめを行い、「戦争する国づくりと、憲法25条の実質改憲、社会保障解体路線の完全復活・市場化に抗して、『安倍暴走政治NO!』いのちを守る政治への転換を求め、全国各地に社保協の旗をたかく掲げ、平和で生存する権利を守る共同のたたかいの輪を大きく広げましょう!」のアピールを採択しました。

最後に、「これ以上の社会保障の改悪を許さない！暮らしを破壊した安倍内閣は許さない！を国民的な思いにすることは社保協の役割。現代の奴隷制度ともいわれる『働き方改悪』を許さない声を社保協としても上げていきましょう！」の岩橋代表委員の閉会あいさつで終了しました。

「さらに広げよう 子ども医療費助成制度」

院内集会に170人参加 16000人分の署名提出

全国代表者会議の12時から13時、「さらに広げよう 子ども医療費助成制度」院内集会(主催・子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワーク)」に合流し、署名提出行動を行い、代表者会議参加者と合わせ170人が参加しました。

集会は杉山保団連理事が司会、新日本婦人の会の笠井会長が開会あいさつを行いました。

自治体の子ども医療費助成制度はこの10年で大きく広がり、2016年には、「中学卒業まで」「高校卒業相当まで」助成している市町村は「通院」で80%、「入院」では90%になりました。

2018年4月より、自治体が独自に行う子ども医療費の助成に対し、政府のペナルティー(国民健康保険国庫補助金の削減)が一部廃止され、多くの自治体で対象児の拡大や窓口無料化などが実現しています。「未就学前」という制限はあるものの、政府がペナルティーを科さないこととしたことは大きな前進です。

集会参加者からは、「県内全市町村で中学まで所得制限なしの窓口無料に。54市町村では高校まで無料に。しかし、住むところで格差がついてはならない」(長野)など、各地の運動や実態の報告がありました。

日本共産党、立憲民主党、自民党の国会議員8人が参加し、署名16000人分を提出しました。

「国の制度として、『中学校卒業までの子ども医療無料制度』を強く求める」とした集会アピールを採択し、中央社保協代表委員で住江保団連会長の閉会あいさつで終了しました。

◆当面の主な行動日程(2月)◆

2月13日(火) 10:30~12:00 介護報酬厚労省レクチャー 於: 参議院議員会館 B102会議室

2月14日(水) 12:00~13:00 巣鴨駅前宣伝 於: 巣鴨駅

2月16日(金) 15:00~ 福祉共同行動実行委員会・申し入れ 於: 国会

2月26日(月) 12:30~13:30 25条宣伝 於: 新宿駅西口

2017年度全国代表者会議基調報告(案)

— 安倍政治NO！ 安倍改憲反対！ —

社会保障制度の拡充で、安心して生きられる国へ 国民のいのち、暮らしに税金回せ

1、はじめに

2017年度全国代表者会議は、第61回総会方針にもとづき、2018年1月から第62回全国総会（7月予定）までの運動方針について確認します。

第二次安倍政権は、発足から5年間、いのちと暮らし、福祉を痛めつけ、「世界で一番企業が活動しやすい国」にするとして、大企業や富裕層を大もうけさせ、「戦争する国づくり」のために軍事費を増やし続け、対米従属の姿勢をますます深めてきました。

一方で、社会保障予算の自然増を押さえ、実質的に予算を削減し続け、18年4月から医療・介護・福祉分野のさまざまな制度改悪を強行し、さらなる改悪も計画されています。

「社会保障・福祉は国の責任で」のスローガンを前面に、「安心して生きられる国」を掲げ、地域住民の要求を掘り起こし、自治体キャラバン（自治体要請）等地域の運動推進、共同を広げ、社会保障拡充と憲法改悪阻止の世論を大きく広げていきましょう。

2、情勢の特徴

(1) 憲法9条改憲阻止、憲法を生かす政治への転換を

全国代表者会議は、改憲勢力が自衛隊を憲法9条に明記し、戦争する国づくりにさらに踏み込み今年中にも改憲発議をねらう危険性が增大するもとの開催となります。

改憲阻止を掲げる市民の共同は広がっています。これまでの総がかり行動をさらに発展させた「安倍9条改憲NO！ 全国市民アクション」が生まれ、安倍9条改憲NOの一致点での3000万人署名が取り組まれています。

日本国憲法は、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の暮らしが保障される社会保障の拡充を」、「憲法第9条を世界に広げ戦争のない世界を」、「8時間働けば人間らしい暮らしのできる賃金・労働条件を」など、すべての課題で重要な役割を果たしています。憲法を守り、生かす政治への転換へ、社保協運動を大きく前進させましょう。

(2) 大企業の大儲けのもとで、景気は低迷し破たんが明らかなアベノミクス

「アベノミクス」の破綻による日本経済の行き詰まりはさらに鮮明となっています。労働者の連続した実質賃金の低下、消費支出の減少が続き、消費税増税負担や社会保険料などの負担増で、可処分所得は連続して減少しています。個人消費の低迷が経済成長を押しとどめ、地域経済に影響を与え、地域経済と中小零細企業・事業者を疲弊させています。

その一方で、大企業の内部留保は400兆円を超え、第2次安倍政権発足後、約70兆円も増えています。富裕層上位40人の資産が、人口の半分（6000万人）の資産合計と匹敵する格差社会となっています。

また、「環太平洋連携協定」（TPP）に「アメリカ第一」の思惑から、アメリカが「復帰」する意向を示しています。TPPは、競争力の強い国や多国籍企業に圧倒的に有利な仕組みであり、「復活」交渉はきっぱり中止すべきです。

（3）社会保障を切り捨て、道理の通らない消費税増税

安倍首相は、「教育無償化」「幼児教育・保育無償化」を理由に、社会保障費に全額を回すなどとして、2019年10月から消費税率を10%に引き上げると明言しています。8%に引き上げたときも政府は、「引き上げ分は全額社会保障に回す」としていましたが、実際は大企業や富裕層への減税と、軍事費や大型開発費などに充てられています。

これまでも安倍首相は、「消費税増税分は全額社会保障にまわす」と言いながら社会保障切り捨てをすすめてきました。社会保障制度を「高齢者中心から全世代型へ」転換するとして、社会保障を解体に導く「抑制路線」を「全世代型」の看板でごまかし、全世代への負担増・給付減を狙っています。医療費負担、介護サービス利用料の値上げ、「軽度者」向けサービスの介護保険給付外し、年金改悪、生活保護費の削減などを強行してきた5年間で、国民が受けた負担増と給付減は、総額6兆5千億円に達します。


また、教育費についても、日本は教育への公的支出の国内総生産（GDP）に占める割合が、経済協力開発機構（OECD）加盟国で最下位で、安倍自公政権下で600億円も削られています。

消費税増税は所得の低い家庭ほど負担が重いものとも不公平な税です。子育て世代はいつそう苦しくなるだけです。

（4）2018年度予算案～防衛費6年連続増 社会保障は1300億円抑制

安倍政権は、一般会計で9兆7千128億円に上る2018年度予算案を決定しました。第2次政権後、当初予算案の編成は6度目ですが、防衛費の異常な突出ぶりと、国民の暮らしを支える社会保障費を容赦なく抑え込む姿勢がますます際立っています。

暮らし・経済どうなる 2018年度予算案・17年度補正予算案

| | |
|---|---|
|  <p>社会保障</p> | <p>自然増を約1300億円圧縮・削減</p> <p>生活保護の生活扶助、母子加算を10月から段階的に削減</p> <p>診療報酬を全体で1.19%引き下げ</p> <p>介護報酬は全体で0.54%引き上げにとどまる</p> |
|  <p>保育</p> | <p>「幼児教育・保育無償化」を先送り</p> |
|  <p>教育</p> | <p>公立小中学校の教職員数は自然減のため2861人純減</p> |
|  <p>大企業・富裕層</p> | <p>法人実効税率を29.74%に引き下げ</p> <p>賃上げ、設備投資などで法人税をさらに減税</p> <p>株式譲渡益、配当所得の税率には手をつけず</p> |
|  <p>公共事業</p> | <p>6年連続増。東京外環道など物流ネットワーク、首都圏空港機能強化、国際コンテナ戦略港湾を増額</p> |
|  <p>軍事費</p> | <p>6年連続増で過去最高5兆1911億円</p> <p>ミサイル防衛関連に1365億円。無人偵察機、F35戦闘機、オスプレイなど購入</p> <p>イーグリス・アショア導入へ情報収集費など28億円（補正）、調査費など7億3000万円（18年度）</p> <p>SACO経費を含む米軍関係3経費4180億円</p> |
|  <p>エネルギー</p> | <p>原発再稼働に向けて技術開発費など計上</p> <p>火力発電の技術開発、海外展開に131億円</p> |

特にことわりがない場合は18年度予算案

毎年増額を続けてきた軍事費は5兆1911億円と過去最大を更新、一方で社会保障費の「自然増」は今回も大幅にカットしました。

大企業向けの新たな減税措置も進められ、国民生活を置き去りにして大企業優遇の安倍暴走政治を加速させています。

とくに直撃されたのは生活保護です。生活扶助を最大5%段階的にカットし一人親家庭を対象にした「母子」加算も減額し、3年間で160億円も削るとしています。

(5) 安倍政権によるこの間の社会保障制度改悪

「社会保障制度改革推進法」(2012年8月成立)は、日本国憲法にもとづく「国民に対する生存権保障と国の社会保障責任」を否定し、社会保障は「自助、共助、公助の組み合わせ」、「家族相互及び国民の助け合いの仕組み」とされました。

「給付の重点化と制度の運営の効率化」、「保険主義の徹底」がめざされ、財源については消費税を充てるとし、2013年度予算から毎年、高齢化の進展にともなう社会保障費の自然増を無理やり圧縮し、生活保護費の切り下げや診療報酬や介護報酬のマイナス改定などの制度改悪・水準切り下げを強行しています。

経済財政諮問会議は、「骨太の方針2015」の「経済財政再生計画」で、社会保障分野の「改革工程表」を示し、社会保障制度の変質・解体をスピードアップしました。

(6) 社会保障費削減のための2018診療・介護報酬同時改定

社会保障費の自然増は、高齢者の増加や医療技術の進歩などで増えていくものであり、増える予算を減らすには制度を削減していく以外にないとして、自然増を圧縮したため、医療と介護の現場にゆがみと困難をもたらしています。

18年度は医療・介護の報酬改定が同時に行われ、障害者福祉の報酬改定も重なり「トリプル改定」の大きな節目の年と位置づけられています。

財務省は、薬価部分を除く医療の診療報酬、介護報酬の「マイナス改定」を狙ったものの、現場から厳しい批判と報酬引き上げ・改善を求める世論と運動の広がりの中で、いずれも若干のプラスとなりました。

しかし、地域包括ケア(医療・介護提供体制再編)や「自立支援」の推進など2025年に向けた政府の政策に強く誘導するものとなっており、介護の基本報酬の大幅引き下げなど重大な改悪も盛り込まれています。

この間の社会保障削減でもたらされた医療機関や介護施設の困難などを本格的に打開するには極めて不十分で、給付削減や患者負担増をもたらすものとなっています。

(7) 2018年度も引き続き検討、具体化される負担増・給付削減

2018年度は、経済財政諮問会議「経済・財政再生計画」の改革集中期間の最終年度となります。そのため、2018年度末までに、(1)75歳以上の窓口負担の原則2割化、(2)薬剤の自己負担引き上げ、(3)かかりつけ医普及を理由とした受診時定額負担、(4)金融資産等の保有状況に応じた医療・介護の負担増(老後のたくわえが「資産」とみなされ、大幅負担増に)などについて、厚労省・社会保障審議会医療保険部会などの関係審議

会で検討されることとなります。いよいよ負担増をめぐるせめぎあいは、正念場です。

また、来年夏にだされる「骨太方針2018」では、「プライマリーバランスの黒字化の達成」の「具体的な計画」を示すことになっています。この「具体的な計画」で、さらなる社会保障の削減が進められる可能性があります。

(8) 医療・介護提供体制の再編「合理化」

「地域医療構想」をめぐる動きは、地域医療構想区域ごとに開催されている「地域医療構想調整会議（以下、調整会議）」に移っています。今後、調整会議で公立病院や公的病院（場合によっては民間病院も）が作成した「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を検討することが求められています。また、「骨太方針2017」や「経済・財政再生計画 改革工程表2017改訂版」で、個別の病院名や転換する病床数等が明記される「具体的対応方針」の策定に向けて、2年間の集中的な検討が求められています。

厚労省「医療計画等の見直しに関する検討会」では1月22日に地域医療構想区域で既存病床数が将来の必要病床数を上回っている場合に、医療機関の新規開設や増床ができないようにするために都道府県知事の権限を強化することが提案されました。今後、開会中の通常国会でその点を盛り込んだ医療法「改正」法案を提出する予定です。

新たな介護施設類型として「介護医療院」の創設が盛り込まれ、従来の介護療養型施設（介護療養病床）が2017年度末で廃止されるにあたって（ただし6年の延長の経過措置がある）、その受け皿として2018年度から新サービスとして創設されました。主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設となっています。

(9) 「我が事・丸ごと」地域共生社会

新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（2015年9月）、我が事・丸ごと地域共生社会実現本部の発足（2016年7月）、社会福祉法人制度改革（2016年3月）など、共助型地域づくりの動きが急速に進められています。ニーズの多様化、複雑化への対応は、行政だけでは無理として、支え・支えられる地域づくり、社会福祉法人の社会貢献活動などで対応する方向を打ち出しています。また、人材不足に対応するとして、複数の専門を持つ人材育成も提起し、最終的には、自助・互助・共助・公助の地域包括ケアシステムの構築へ向けたものとなっています。

「我が事・丸ごと地域共生社会実現」政策は、高齢者・子どもなどの福祉と医療を地域単位で一元化し、「地域包括ケア」をめざすとしていますが、ねらいは公的責任を後退させ、地域での支援サービスの縮小と質の低下であり、地域格差の拡大をもたらすものであり、住民の「互助」の推進です。福祉も介護も、再び家族責任・家族依存の時代に戻ってしまうおそれるものです。2017年の介護保険法改悪、2018年及び2021年の介護・障害福祉の報酬改定、さらに、2018年に予定される生活困窮者支援制度の見直しに向けて、横断的に幅広く検討を行うとしています。社会福祉法や障害者総合支援法を改定し、障害・福祉施

設が介護サービスも提供できるよう基準緩和します。「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現の名目で、福祉の公的責任を放棄するものです。

(10) 国民健康保険財政の市町村から都道府県への移行（都道府県単位化）

国保の財政運営が2018年度から都道府県に移されます。都道府県は、市町村とともに国民健康保険を管理・運営します。都道府県が国保運営方針を定め、財政運営に責任を持つことになり、医療費および提供体制のコントロールにつながるものです。都道府県は、医療給付費等の見込みを立てて、市町村ごとの国保事業費納付金（分賦金）を決定（市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費を計算し、市町村に割り振る、その医療費水準及び所得水準を考慮、収納率、法定外繰り入れは考慮しない）します。

都道府県は、全国ルールで算出される標準的な算定方式に基づいて、市町村ごとの標準保険料率（県内統一保険料率を検討する自治体もあり）を算定・公表します。市町村は、都道府県が示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づいて保険料率を定め、国保料（税）を賦課・徴収し、納付金を納めます。

都道府県が定める市町村の国保料（税）は、法定外繰り入れ等を考慮しないので、現在の保険料よりも高くなることが予想されています。また、年齢調整後の医療費が高い市町村は国保料（税）が高くなります。

国は、都道府県・市町村が求める国保の構造的赤字解消に向け、毎年、公費3400億円を投入（市町村の法定外繰り入れ額は3900億円）します。低所得者数に応じた公費投入1700億円、保険者努力支援制度等に1700億円となっています。

また、試算により国保料（税）の引き上げが明らかになる中、厚労省は、解消するとした法定外繰り入れを「可能」と言い出しましたが、市町村に通知等で周知徹底しているわけでもなく、保険料を高騰させる仕組みについてはそのまま修正もなされていません。

国保料（税）が高すぎるという実態はそのまま、依然として地域住民の最大の関心事であり、不安・懸念が広がっています。

国保運営方針に「国保は相互扶助制度」とした記述を盛り込む自治体が相次いでいます。「国保は社会保障制度」であることの自治体への申し入れ、地域住民への呼びかけを強める必要があります。

(11) 後期高齢者保険制度～保険料軽減特例措置の継続を

後期高齢者医療制度の施行に当たって、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置が講じられてきました。

ところが、2015年の「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者医療制度の軽減特例措置を段階的に縮小することとしました。「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる865万人の保険料が増加し、「8.5割軽減」を適用されている人は2倍、「9割軽減」の場合は3倍、健保の被扶養者だった「9割軽減」の人は5倍から10倍の大幅な負担増となります。

後期高齢者の年金収入の平均は約127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めています。こうした低所得の高齢者への負担増は、生きられない事態を生み出すと言っても過言ではありません。

全国後期高齢者医療広域連合協議会や各自治体等は、低所得者に対する負担に配慮し、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を要望しています。

(12) 生存権を脅かす生活保護への攻撃

2017年1月、生活保護利用者は約214万人（厚労省「被保護調査」）、約164万世帯、対前年同月比で約6000世帯増加しています。2018年度に生活保護費（保護基準）の見直しが予定されています。検討されている見直しは、生活扶助費水準、子どものいる世帯の扶助費や加算、就労支援強化にともなう控除など多岐にわたっています。安倍政権における生活保護攻撃は加速しており、「適正化」のために「制度全般について予断なく検討」することを強調しています。すでに財務省は、「母子加算」について「就労に向かうインセンティブがそがれている」などとして、廃止・縮小に向けて強い圧力をかけています。就労努力不足を口実とした保護費（母子加算、教育扶助など）の減額（17年度末まで検討）、生活扶助・各種加算のさらなる引き下げなど、強行が狙われています。

神奈川県小田原市での生活保護担当職員による生保バッシング（生保ジャンパー事件）に、「自己責任論」が蔓延している実態がうかがえます。捕捉率約2割という不十分な制度に押さえつけていることには触れず、不正受給を強調し自己責任論をまき散らす政府の施策にこそ問題があります。

神奈川県社保協、「小田原市生活支援課の不当行為に関する調査団」は、小田原市生活支援課と懇談、要請した結果、①「保護のしおり」は、憲法25条と生活保護法に基づくと記載し、生活保護「受給者」から「利用者」に変更されるなど、権利性を前面にしたものとなり、②生活保護の申請から決定までの日数は、14日以内が29.1%から85.3%まで前進、③情報発信として、利用者に対して「支援課通信」を発行し取り組みについてフェイスブックで知らせている、④利用者に対するケースワーカーの配置基準を、100人から80人に、⑤4月からの生活支援課の職員配置について、社会福祉の専門課程を履修した職員、専門職、女性職員の配置をはかるようすすめるなど、利用者の視点に立った改善が着実に進められていることを確認しています。

(13) 減らされ続ける年金

2016年秋の臨時国会で会期を延長して、TPP批准・関連法やカジノ法案等とともに年金カット法案を強行可決しました。高齢者の平均余命の伸びと現役人口の減少を理由に、今後30年間年金を下げ続けるというマクロ経済スライド実施の上に、物価と賃金の低い方に合わせて際限なく年金カットする新たな仕組みの改悪です。

年金受給者の実態は月10万円以下が約4割で、そのためにやむなく働かざるを得ない高齢者は先進諸国の中でも多くなっています。また、政府は支給開始を選択制で70歳まで引き上げることができる制度について、75歳までの拡大を検討する考えを示しています。

国民年金は40年納入しても月額6万5千円という低すぎる年金額こそ最大の問題です。政府は、国民の財産である年金積立金を、株の購入に充て株価をつり上げています。公的年金を運用するGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）がリスクある投機に利用することは許されません。あわせて、年金保険料の負担引き上げ・滞納差押も生活に直結する大きな問題になっています。

社会保障の充実を図り、最低年金制度の設立が急務です。

さらに、年金積立金の運用比率を株式偏重に変更し、運用損失の責任を認めないまま、「年金カット法」強行後、所得が一定額を超える高齢者の一部支給停止、支給開始年齢（65歳）のさらなる引き上げ、年金課税強化などがねらわれています。

（14）非正規雇用の増大と働く貧困層の増大～「働き方改革」関連法案

総務省の「労働力調査詳細集計」によると、2012年から16年の4年間で増えた正規雇用者は22万人、非正規雇用者は207万人で、非正規雇用の増加幅は正規雇用の9倍以上です。圧倒的に非正規雇用の増加が就業者数を押し上げています。

国税庁が発表した2016年民間給与実態統計調査によると、年収200万円以下のワーキングプア（働く貧困層）は1132.3万人と、前年から1.5万人増加しました。ワーキングプアが1100万人を超えるのは4年連続です。一方、2500万円超（区分最上位）の給与所得者は2年連続で増加し12万人となり、格差拡大が顕著になっています。

安倍政権のすすめる「働き方改革」関連法案は、2018年1月からの通常国会が焦点です。安倍「働き方改革」の本質は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」づくり推進のため、労働者保護規定や働くルールを取り除くことにあります。

また、安倍首相がアベノミクス新3本の矢として打ち出した「待機児ゼロ」「介護離職ゼロ」はすでに破たんしています。17年度末までの達成目標を掲げた保育所待機児をなくす政策は、3年先延ばしにされて2020年の解消を目指すとして修正されました。保育士の劣悪な処遇改善も不十分であり、保育士が不足して子どもの受け入れ人数を制限せざるを得ない事態が生まれています。

さらに、介護士・ヘルパーの低賃金が解消されない中で、ヘルパーを確保できないために倒産する事業所は2017年過去最大数となっています。日本医労連の調査では、介護施設職員は9割の施設で16時間の長時間夜勤となっており、夜勤回数も定められず、1人夜勤も可能とされている実態が明らかにされました。利用者の安全性の点からも介護労働者の労働条件を改善することは急務です。

（15）辺野古新基地建設、沖縄米軍所属ヘリ墜落

「新基地ノー」「オスプレイ反対」の沖縄県民の民意は総選挙でもあらためて示されました。

米軍ヘリコプターの墜落、落下物、不時着など、一步間違えば大惨事になる重大事故が相次いでおり、沖縄県民の怒りはますます強くなっています。引き続き、普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地の建設中止を実現することが求められています。

3、第61回総会以降のたたかいの前進、共同の発展

※代表者会議アンケート、1万ヶ所学習会集約を参照

(1) 社会保障拡充を求める共同の広がり

社会保障の拡充を求める共同は、憲法25条に基づき社会保障に対する国の責任を迫及する形で、中央ではさまざまな実行委員会が生まれ、各地でも憲法25条を掲げた共同の集会等、運動が広がっています。

「社会保障は国の責任です」を掲げ、社保協が共同の運動の結節点の役割を果たしていくことが重要です。

(2) 学習運動を前面に

安倍政権の医療・介護破壊攻撃に対抗していくために学習を重視し、「1万ヶ所学習運動」を提起し、各地で学習運動が広がっています。(集約表参照)

9月の第45回中央社保学校は、青森県ならびに東北ブロックとの共催で、地元の運動と結びつき、積極的に受け止められ、学習運動の機運を高め、たたかう決意を固めあいました。

(3) 「社会保障は国の責任です」署名の推進

2016年度署名の集約は以下の通りに集約しました。

2016年度3団体連名・「いのちは削らせない」署名数⇒ 723,900筆。

各団体の社会保障課題(医療、保育など)を入れた署名数⇒ 3,298,994筆。

(4) 介護改善運動の取り組み

1、介護保険「改正」が強行され、第7期事業計画、介護報酬改定が進められるも、利用者・家族、労働者、事業者の権利をまもるために、アンケートなどで実態を把握し、事業計画や介護報酬改定を実態に伴うものにさせるため、国や各自治体との懇談・要請行動を強めました。厚労省レク(8月30日)、交渉(11月24日)を行い、全労連介護・ヘルパーネットと共同し「一言メッセージ」254名分と要望書を提出しました。

2、自治体アンケートや事業所アンケート、利用者アンケートで実態を把握し、改善を求め自治体へ要請してきました。

3、事業所、介護労働者、利用者・家族の声を束ねるシンポジウムや学習会を開催し、「共生型サービス」の実施について障害者団体や障害者事業所と、学習・シンポジウムなど、問題点を共有し、アピールの発表(「権利としての福祉を守る関係団体共同実行委員会」、シンポジウム・院内集会の開催(5・18集会実行委員会)で企画)に取り組んできました。

4、2018年介護報酬改定へ更なる切り下げをさせない「要望書」や「意見書」提出、2月6日には2017年介護署名の提出国会行動(全日本民医連・全労連・中央社

保協共催)を行い、5人の国会議員の紹介のもと17万1,140筆を超える署名を提出しました。

- 5、2017年度介護月間(2017年11月1～30日)に取り組みました。2017介護全国学習交流集会(10月22日:林野会館)には、台風のなか32都道府県から154人が参加したたかいを広げる意思統一を行い、大宣伝行動(11月10日)に取り組みました。
- 6、8回目になる「介護・認知症なんでも電話相談」(11月11日)は、中央社保協・東京社保協・認知症の人と家族の会の共催で実施し、21都道府県の取り組みで103件の相談を受け、12月18日に記者会見で発表しました。
- 7、「市民の会」「認知症の人と家族の会」などの団体との共同をさらに推進しました。老施協署名「介護の現場を守るための署名」への協力し取り組みました。介護事業者や全国老人クラブ連合会、日本看護協会など11団体が取り組み、180万人分が集約されました。市民の会主催の介護懇談会(1月23日)に共同し、成功へ力を尽くしました。
- 8、介護保険からの卒業を強制する大阪府大東市に対しての現地調査を共催し、行動に参加(12月20日)市役所前でアピール行動、21日に市交渉を実施し、『卒業強制』の事実は認め、是正を確認』『要介護認定申請』は権利。窓口で拒否しない」と一定の成果がありました。

(5) 医療・後期・国保改善運動の取り組み

- 1、75歳以上の患者負担2割増など、負担増に反対する取り組み、世論づくりを強化しました。保団連の「待合室からキャンペーン クイズで考える私たちの医療」ハガキの取組は、前年の39000枚を大きく超える64000枚の応募がありました。
- 2、国保財政の都道府県移行(都道府県単位化)、地域医療構想計画が進められるもとで、情報の把握、集約を呼びかけ、各地で自治体要請、懇談、出前講座等が取り込まれました。厚労省要請、レクチャーにも取り組みました。
- 3、深刻化する滞納・差押問題では、「第2回国保・税 滞納・差押ホットライン(フリーダイヤル)」を1月27日に取り組み、11県(北海道、岩手、宮城、群馬、東京、埼玉、神奈川、大阪、広島、香川、福岡)で実施(岩手、香川は別日)し、49件の相談がありました。ホットラインは、東京社保協をはじめとした11道府県社保協、全商連、全生連、滞納処分対策全国会議、クレサラ対策協議会、同被害者連絡協議会等と共催し、共同が広がりました。

昨年と比べ、相談件数は減少していますが、相談内容は深刻さを増しており、引き続き相談体制や実施要項(マスコミ対策等)の強化など、検討が必要です。
- 4、2017年11月23日の第7回地域医療問題交流集会においても、医労連や自治労連等で構成する実行委員会に結集しました。集会は、146人が参加し、地域医療構想について学び、震災復興も含めて地域のたかいを交流しました。
- 5、後期高齢者医療改善に向けて広域連合議会へ「保険料軽減特例措置の継続」の要請(宮城県社保協、和歌山県社保協、福岡県社保協)や、不服審査請求(愛知県社保協)

などを行いました。

(6) 子育て・保育の充実を求める取り組み

子ども医療費の無料化を求め、全国で取り組みが前進し子ども医療費助成制度は前進しました。全国の運動の前進で2018年度から未就学児までに限り「ペナルティ」が廃止されることになりました。

また「見直しにより生じた財源は更なる医療費助成拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てること」とされていますが、厚労省は国会答弁で、「自治体自ら適切に判断いただく」と述べており（12月5日）、ひきつづき拡充へ向けた取り組みが重要です。

保育料の軽減や無料化、給食費の無料化、就学援助費の就学前支給などが各地の取り組みで前進しました。

(7) 年金署名等、年金の改善を求める取り組み

政府の年金破壊攻撃は現役世代の年金破壊に焦点が当てられています。「経済が成長しなければ55年先まで年金の抑制が続くことになる」などとして、削減率(抑制)は平均で毎年1.2%との報道もあり、年金破壊そのものだといえます。

こうした年金破壊を阻止するため、3者署名「若者も高齢者も安心できる年金制度」を求める署名を取り組み、80万筆を超える署名を提出しました。

これに続く新年金署名を取り組み、20万筆を集約し、さらに積み上げています。さらに、2018年は「国の責任で社会保障の拡充を求める請願」署名を取り組みます。

また、厚労省との交渉にも取り組み、消えた年金問題の追及や、積立金のリスク運用やめよ、毎月支給を実施することなどの要求を強める一方で、全議員要請行動、厚労委員への要請に取り組んでいます。

並行して取り組んでいる「年金引き下げ違憲訴訟」は、39地裁で44県の原告5000人が運動しています。法廷内では主張の応酬から立証に移る段階に来ています。これからは社会保障制度の本質的対立点を弁論することになります。

こうした運動を社会に広めるため、各労働組合・諸団体に要請行動を展開するなど法廷外の運動を強め、世論喚起を図り、国民的な運動を展開します。

(8) 生活保護改善を求める取り組み

2013年に続く生活保護切り下げ策動に反対し、生存権裁判のたたかいを引き継ぎ結成された「いのちの砦裁判アクション」に結集しました。生活保護引き下げ反対の裁判闘争を支援する「アクション」の運動に共同し、「いのちのとりで」緊急署名や1月25日の共同行動呼びかけに賛同し宣伝行動等にとり組みました。

さらに、「アクション」の提起に応え、生活保護引き下げ反対、生活保護利用者へのバッシングに対して改善を求めたたかいました。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟は、原告団は29都道府県で955人を数え、「いのちのとりで裁判全国アクション」に中央社保協も共同を強めています。朝日訴訟の原告1人から生存権裁判の100人を超える原告へ、そしていのちのとりで裁判の1000人の原告

へと国民的な裁判運動へ広がっています。

(9) 各県・地域社保協のたたかい（別紙報告参照）

4. 第62回総会までのとりくみ

(1) 「安心して生きられる国へ」～社会保障拡充署名（25条署名）の推進を

中央社保協は、2017年秋より、「安心して生きられる国へ～社会保障拡充を求める署名（25条署名）」に取り組みます。

署名目標を設定し、社会保障拡充署名（25条署名）の「100万筆早期突破」をめざします。

署名集約は、2018年3月末日、同5月末日を第一次集約とし、通常国会提出。2018年11月末日、2019年1月末日、同3月末日を第二次集約とし、通常国会に提出。

署名提出行動等を検討し、全体の署名数は積算します。

社会保障の拡充を求める要求は、国の各種調査等でも国民の6割をこえ、根強いものとなっています。署名は、社会保障は国の責任であり、各制度の拡充と財源確保を要請し、各地域・職場での「対話」運動としても署名を位置付け、社会保障拡充の世論構築のために取り組みを強化します。

◆署名推進に当たっての確認事項

- ①署名名称は「社会保障制度の拡充を求める請願」署名。（略称・25条署名）
- ②署名は、通年署名として2018年中1年間とりくみ、2019年通常国会に提出する。
- ③署名目標を定め、署名数は積みあげる。
25条署名の集約と、各種制度改善を求める署名数の合計を全国総会で確認する。
- ④署名は、「宣伝・対話」運動としての位置づけを強化し、地域・職場で積極的に訴え、社会保障制度拡充の世論構築を目指す。

(2) 市民と野党の共同を発展させ、憲法9条改憲NO!、安倍政治の転換を

- ①憲法9条改憲ストップのための学習と、社会保障拡充署名推進とともに対話運動を強化します。
- ②3000万人署名の推進、国会行動 憲法集会等への結集をはかります。
「全国市民アクション」が提起した、「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」（3千万人署名）の取り組みを積極的に推進します。「総がかり行動実行委員会」「憲法共同センター」などに結集します。
- ③沖縄と連帯した取り組みを推進します
沖縄県社保協等との共同を推進し、基地撤去で奮闘する沖縄のたたかいに連携し奮闘します。住民の意思を反映した沖縄県知事選挙等の選挙勝利が重要な課題となっています。

④市民と野党の共同の発展に力を尽くします

総選挙で野党各党が市民連合と交わした合意には、「生活を底上げする経済、社会保障の確立」も明記されています。

その実現を目指し、広範な市民、団体との共同をすすめ、野党との共同、連携を強めます。

(3) だれもが人間らしい生活ができる賃金・労働条件の実現を

企業の利益最優先ですすめられる、安倍「働かせ方改革」をゆるさず、労働者の要求からなる「真の働き方改革」実現をめざします。

質の高い医療・介護・保育等の実現には人間らしく働ける労働環境が必要であり、全労連、県・地域労連ならびに医労連等の労働者の処遇改善のたたかいに、地域からの共同を強めます。

(4) 制度改悪の進行に対して、地域からの要求掘り起こしと自治体キャラバン、要請行動等の共同の拡大

①国民負担増、サービス削減に反対し、社会保障抑制策に反対する取り組みを強化します。医療団体連絡会議をはじめ、各団体、個人、労働組合等との共同を強め、制度改善を求める各種署名に共同します。

各地域社保協で取り込まれる自治体キャラバン、自治体要請、懇談や住民アンケート、調査活動等、自治体の「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」（地方自治法第1条）役割を追求します。また、ブロックもしくは都道府県単位規模での開催を念頭に、地域社保協の運動交流を図ります。

②地域住民との「対話」を広げ、「世論は私たちの要求と声で」の運動強化を図ります。署名・宣伝行動を推進し、全国一斉宣伝など共同の拡大を目指します。

また、格差と貧困の実態に迫る調査活動やさまざまなアンケート活動等について共同します。

③「いのち・暮らしを守る相談活動（仮）」を展開します。

各都道府県社保協、各団体・労働組合が取り組む相談活動を「対話」運動の一環として位置付け、団体、労働組合等と連携します。電話相談や街頭相談等の創意・工夫を凝らした取り組みを更に検討します。

相談ネットワークの確立についても、諸団体との協力を得ながら検討します。

④「1万ヶ所学習会運動」を強化し、学習を運動の根幹にきっちりと据えていきます。学習資料の作成や交換、社会保障誌の活用、講師の養成などに引き続き取り組みます。

(5) 課題ごとの運動強化

1) 75才以上の2割負担、要介護1・2の保険外しなど、医療・介護・福祉が一体となった連続改悪に対抗していくために、地域からの社会保障拡充運動の共同に全力をあげます。

2)「改革」が強行される地域でのたたかいは、地域の実状にあった、当事者が運動に関わり、自治体との連携を求めていくことが必要です。社保協、全労連（県労連）、全日本民医連（県民医連）、保団連（保険医協会）等との連携、共同をこれまで以上に中央でも地域でも強めます。

それぞれ社会保障にかかわる実行委員会等との共同を強化し、さらなる結節点を作り出すよう努力します。

3)「我が事・丸ごと地域共生社会」の、明らかな地域への医療・介護の丸投げ政策に反対し、公的サービスの後退を許さない運動を強化します。

1. 医療提供体制縮小を軸にした“社会保障抑制の仕組みづくり”に対抗していくために、地域医療構想に対する医療関係団体・労組、住民組織などとの共同を強化します。
2. 子ども医療費助成の年齢の引き上げや障害者医療の医療費助成の拡充をめざす運動を地域から広げ、ペナルティの廃止を求めます。
3. 「国保は社会保障制度」であることをねばり強く自治体に要請、訴えとともに、「高すぎる国保料（税）」の実態をひきつづき知らせ改善させる運動を強化します。
「払える国保料（税）」「保険証一枚でいつでもどこでもだれでも必要な医療が受けられる」の要求をしっかりと掲げ、国保制度の改善を求めてたたかいます。
 - ① 2018年1月から2月に国保料（税）が各地で算定されます。
高すぎる国保料（税）の実態を示し、現在の保険料がどう変わるか、子どもがいる場合などのモデルを設定してそれぞれの市町村の対応を見極め、評価し、広く知らせていくことが重要です。
4月からの国保料（税）が増額される自治体に「国保料（税）を上げるな、引き下げる」の要請を強め、各地域でねばり強く団体、労働組合等と共同して取り組みます。
 - ②自治体の一般会計からの繰り入れの継続を求めます。
 - ③地域での学習と運動を強め、「社会保障としての国保」を掲げた国保問題での団体や労働組合との共同を広げます。
「国保」パンフを活用し、学習運動を積極的に位置付け、各地、各職場での学習を呼びかけます。
 - ④子どもの国保料（税）の無料化を求めます。
 - ⑤国保財政の都道府県移行は、「医療費適正化」を市町村や都道府県で競い合わせる役割も果たします。
国に向けた「高すぎる保険料」の根本をあらためさせる制度改善の運動と、当面の負担増をストップさせる要求運動との両面の取り組みが重要です。
4. 「徴収機構」がつくられ、全国各地で徴収と差押を強化する動きが強まっています。この間、「滞納・差押ホットライン」に取り組むなど、滞納処分対策全国会議、クレサラの会、同被連協などとの共同も広がりました。

引き続き学習を強め、各団体と共同して、全国的な相談活動に取り組み、介護保険料や年金の滞納・差押処分も含め、深刻な地域への調査運動、相談ネットワークの結成等、各ブロックの力を結集して、検討します。

5. 介護保険「改正」法案が強行され、第7期事業計画、介護報酬改定が進められるもとので、利用者・家族、労働者、事業者の権利をまもるために、アンケートなどで実態を把握し、事業計画や介護報酬改定を実態に伴うものにさせるため、国や各自治体との懇談・要請行動を強めます。

①各県で取り組まれている自治体アンケートや事業所アンケート、利用者アンケートなど、実態を把握し、改善を求め自治体へ要請します。

②事業所、介護労働者、利用者・家族の声を束ねるシンポジウムや学習会の開催をすすめ、「2018年度介護報酬改定の内容と問題点」等について学習を強めます。

③3者連名介護署名（制度・報酬・処遇改善・財源など）に共同し、ひきつづき取り組みます。（第二次締め切り3月下旬、最終締め切り5月下旬）

④5月を「介護月間」として、宣伝・署名行動、自治体要請、介護施設訪問活動など多彩な行動に取り組みます。

⑤「市民の会」「認知症の人と家族の会」などの団体との共同をさらに推進します。

⑥介護保険制度の改善を求めるたたかいについて、諸団体と連携し検討します。

6. 年金引き下げ反対、「マクロ経済スライド」の廃止、最低保障年金制度の実現などを目指し、年金者組合をはじめ、関係諸団体との連携を強化して取り組みます。

①プログラム法の枠組みの中で年金改悪が進んでおり、年金課税の強化や年金支給開始年齢の引き上げがねらわれ、年金の株式運用も際限ないものになっています。

年金改悪のねらいをしっかりと学習し、宣伝行動等に取りくみます。年金者組合をはじめとして高齢者団体等と「年金」の課題での情報交換、意見交換を強めます。

②年金者組合、全労連と共同の年金署名を推進します。

③年金裁判闘争への支援と結集を図ります。

7. 生活保護基準引き下げ反対の運動をすすめます。

①各地でたたかわれる引き下げ反対の裁判闘争に結集し、全生連、いのちのとりて裁判全国アクションと共同し、地域の支援体制と全国的な連携を強めます。

②全生連の取り組む住宅・生活実態に関わる調査等の活動に共同します。

③生活保護基準引き下げが及ぼす他の制度への影響について明らかにし、共同を進めます。

8. 安倍内閣の規制改革・社会保障改革は、社会福祉の市場化・営利化を促進し、福祉を金儲けの道具にすることを最大のねらいとしています。

福祉保育労、障全協、全保連、きょうされん等の団体が提起している「権利としての福祉を守る共同行動」に結集し、取り組みを強めます。

①障害者権利条約の批准が承認されてから2年が経過し、条約の内容、趣旨にふさわしい施策の推進を求める障全協等の運動に連携し、応益負担の導入に反対します。障害者総合支援法の強行、介護保険65歳問題と合わせ、障害者の権利を守る運動に結集し、共同を強めます。

②子どもや障害者（児）の医療費無料化を求める運動に結集し、共同を強めます。

③「社会保障・社会福祉は国の責任で 憲法25条まもれ」共同行動実行委員会に引き続き結集し、国会行動等を共同します。

9. 子どものための予算を増やし、国と自治体の責任で保育環境を改善し、だれもが安心できる保育の実現を求める運動の強化が重要です。

「よりよい保育を！実行委員会」に結集し、福祉保育労をはじめ、全国保育団体連絡会等と共同し取り組みを強めます。

（6）消費税増税反対のたたかい

消費税は、そもそも低所得者層ほど負担が重く、社会保障の財源にふさわしくありません。消費税増税を財源に社会保障を改善しても、その効果は相殺されてしまいます。逆進性が高い消費税ではなく、大企業や高所得者の応分の負担で社会保障を充実させることこそが求められています。所得再分配の効果も発揮されます。

消費税廃止各界連と共同し、2019年からの10%増税を中止させるたたかいをすすめ、社会保障財源のあり方についての国民合意をつくっていきます。

（7）東日本大震災・熊本地震被災・九州北部豪雨災害被災者救援、復興支援に、引き続き共同します。

（8）福島原発事故から7年が経過、原発再稼働に反対し、原発ゼロの運動に共同します。

（9）マイナンバー制度反対のたたかい

マイナンバー制度の「個人預金口座」や「医療情報」などへの利用拡大に反対し、マイナンバー制度の中止・廃止を求めて運動を強化します。

マイナンバー制度反対連絡会議に結集し、署名の推進とマイナンバーの実態と狙いについての学習・宣伝を強化します。

（10）社会保障の総改悪を許さない国民共同の運動を作り上げていきます。

「安倍暴走政治NO!」をしっかりと掲げ、共同を広げるために、社保協が積極的な役割を担っていくことが求められています。新たに広がる市民との共同、野党との共闘に連携し、世論の構築に奮闘します。

現在、社会保障の諸課題で制度改善、要求実現のために、多くの実行委員会等が活発に運動を展開しています。それぞれの運動課題から、社会保障・社会福祉の国の責任を迫及する要求も鮮明になっています。

憲法25条に基づく国民要求実現のため、「社会保障の拡充」「社会保障は国の責任」を盛り込んだ取り組みを目指します。

(11) 社保協の結成・強化を

中央社保協、各県社保協の組織活動強化・拡大を目指します。

社会保障運動の砦として、地域住民の要求や暮らしの実態をつかみ改善していくために各県、地域社保協の役割は極めて重要です。

地域社保協の結成、再建とともに、「～をよくする会」等、要求で一致する県・地域での運動団体、労働組合、住民組織との共同を強化します。

また、さまざまな公的団体や職能団体への要請・懇談に取り組み、共同の可能性を広げるために奮闘します。

- ①地域社保協の結成・強化に向け、各地の結成状況から達成目標等について検討します。
- ②団体、労働組合と協議、連携を深め、事務局体制の強化を目指します。
- ③同様に、中央社保協の役員、財政体制について、役員団体との協議、連携を深めます。
- ④社保協各ブロックの活動・運営の強化を図ります。

(12) 当面の主な日程

3月4日(日) 「原発ゼロの未来へ-福島とともに」3・4全国集会
13時—14時15分 日比谷野外音楽堂
※終了後、銀座パレード

5月3日(木・祝)「9条改憲NO!平和といのちと人権を」5・3憲法集会
11時スタート 有明・東京臨海防災公園

※9月6日(木)–8日(土) 第46回中央社保学校(滋賀県大津市)

<アピール（案）>

いま、あらゆる世代・階層に貧困が広がっています。しかし、暴走する安倍政権は、国民のおかれている現状を顧みることなく、年金・生活保護の削減、医療費窓口負担増、要支援者の介護サービスの保険給付はずし等、負担増と給付削減などを続けてきました。

国の責任を投げ捨て、「自己責任」と「営利化」を基本に捉えた「社会保障解体」では国民のいのち・くらしは守れません。

今こそ、憲法25条に明記されている国民の生存権を守るため「社会保障・社会福祉は国の責任で実施せよ。国の予算配分は防衛費ではなく生存権保障を優先に！」の声をあげる時です。

安倍首相は「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と年内に改憲案を国会に提出するという意思を露骨に示しています。しかし、世論調査では改憲の国会論議については約7割が「急ぐ必要はない」と応えています。立憲主義を破壊する首相に改憲させるわけにはいきません。

「戦争する国」づくりと、社会保障解体路線の完全復活・市場化による憲法25条の実質改憲に抗して「安倍暴走政治NO！いのちを守る政治への転換を！」の声を大きく広げましょう！

全国各地に社保協の旗をたかく掲げ、平和で生存する権利を守る共同のたたかいの輪を大きく広げましょう！

2018年2月7日 中央社保協 2017年全国代表者会議

< 2018年4月介護報酬改定案についての質問事項 >

2018年2月13日

中央社会保障推進協議会

1 報酬改定全体について

(1) 「+0.54%」改定としているが、基本報酬が下がっている部分もあり、全体としてどのような計算で「プラス」になるのか、その具体的な積算根拠をお示しいただきたい。また、在宅分、施設分等カテゴリー別の増減及び各サービス種別ごとの増減をお示しいただきたい。

(2) 処遇改善についてみるべき改定が一切ないが、国（厚生労働省）として、介護従事者の処遇改善は2017年4月の処遇改善加算の改定で「終了」したと考えているのか、お答えいただきたい。

とくに、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）の「勤続年数10年以上介護福祉士8万円処遇改善。公費1000円億円」との関連で説明していただきたい。

2 訪問介護について

(1) 生活援助中心型と身体介護中心型について

①生活援助中心型の2単位引下げの根拠は何か。特に「担い手拡大」との関係で説明していただきたい。

②身体介護中心型の3～11単位引上げとなったが、その根拠についてお示しいただきたい。

③生活援助中心型新研修の修了者によるサービス提供数はどの程度の割合になると想定されているのか。中長期的な見通しも含めて説明していただきたい。

(2) 生活援助中心型の新研修について

カリキュラムについて、一定の検討が終了しているが、現時点でお示しいただきたい。

①カリキュラム内容、時間数

②研修実施団体の考え方

③受講者見込数

④受講費用の考え方

(3) 老計10号の見直しについて

①自立支援のための見守りの援助の範囲について、

「利用者と一緒に手助けしながら行う掃除（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）その他利用者の自立支援に資するものとして身体介護に該当するものについて、身体介護に該当することを明確にする。」とあるが、掃除の他にどのような行為を想定しているのか

②自立支援のための見守りの援助（身体介護中心型）をケアプランに位置付けるにあたっては何か新たな解釈等を示す予定はあるのか（自立支援目標の設定等）

（４）生活援助中心型の回数制限について

居宅介護支援の運営基準改定により、ケアマネジャーが「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護」をケアプランに位置付ける場合に市町村に届け出ることになったが、

①厚生労働省が示した資料（第 152 回社会保障審議会介護給付費分科会）でも月 90 回以上訪問事例のうち 98%について、当該市町村が「適切なサービス利用」と回答しているが、この事実からみて「届出の必要性」はどう説明されるのか

②生活援助中心型利用回数は、要介護度別に設定することを考えているのか

③「回数」は毎年見直すのか

④届出を受けた市町村は、その場で内容を確認する扱いとしてよいか（地域ケア会議での検証は、任意としてよいか）

⑤届出がない訪問介護について報酬返還等の対象になると考えているのか

3 通所介護等について

（１）基本報酬について

通所介護等の基本報酬について、時間区分の規模別見直しによって、規模が大きくなるほど大きな報酬減額となった

①基本報酬の減額によって、規模別に通所介護の経営状態（収支差）はどのように変化すると想定しているのか

②大規模型Ⅰ、Ⅱ それぞれの単位数引き下げの積算根拠を示していただきたい

（２）サービス提供時間の扱いについて

①時間区分を変更するにあたって通所介護計画の見直しはどのように行うのか

②時間区分が変更されることにしたケースについてはケアプランの変更、サービス担当者会議は必要になるのか

（３）ADL維持等加算について

①加算単位数（月 3 単位、6 単位）の根拠について説明していただきたい

②厚生労働大臣の定める基準案で、ADL値の測定結果を「厚生労働省に提出」とあるが、具体的にどのような提出方法か

4 居宅介護支援について

（１）基本報酬について

11 単位～15 単位の引き上げとなったが、居宅介護支援事業所の経営状況（収支差）が、これでどのように変化すると想定しているのか

（２）「公正中立」なケアマネジメントについて

運営基準改定において、居宅介護支援の提供開始時に利用者に対し「利用者は複数の事業者の紹介を求めることができる」旨の説明が義務付けられ、違反した場合は報酬減額の扱いとされたが、具体的な説明方法は何か。現に居宅介護支援を提供している利用者への「説明」の方法はどうするのか

(3) 「医療連携」強化について

運営基準改定において、ケアマネジャーは利用者の服薬状況や心身の状況等の情報を主治医等に提供することとされたが

- ①患者の服薬管理、療養管理について医師等の責任とケアマネジャーの役割について基本的な考え方をお示しいただきたい
- ②情報伝達の具体的な手順、方法についてどのようにルール化されるのか
- ③医師、歯科医師、薬剤師等へはどのような方策を国（厚生労働省）として行われるのか

5、その他

- (1) 排せつ支援加算が新設されるが、算定要件を満たす記録用紙はダウンロードできるのか？それとも各々で各種ガイドラインを参考にしてつくるものか？
- (2) 排せつ支援加算の算定要件には、委員会の開催や研修会・学習会などのしぼりはないのか？

「介護をよくする東京の会」第9期 第1回事務局会議報告

日時：2018年2月12日（月）16：30～ 会場：日本医労連会議室

出席：久保（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、岡村（年金者組合）、杉山（東京自治労連）下線欠席

<報告事項>

1、介護フォーラム・総会の参加状況は55人でした。

2、各団体等の報告

省略

3、協議事項

1) 次回介護フォーラムを、5月以降に検討していく。

2) 今後の日程を確認した。

2月14日（水） 巣鴨地藏通り入口宣伝行動 11時～13時

3月14日（水） //

次回日程：3月12日（月）18：30～ 東京労働会館6階・地評応接室

2018 介護フォーラムアンケート

○30代1人、50代3人、60代4人 ○男3人、女5人

1) フォーラムをどこで知りましたか

介護事業所 3、チラシ 1、郵送での案内 2、その他 2

2) 問題提起はいかがでしたか

- ①総合事業の実施状況について、東京都内の自治体の状況がよくわかりました。
- ②とても勉強になりました。気づきが多かったです。
- ③改定の内容とこれまでの動向は、判りやすく理解できた。総合事業の実態については、わたしの周りでも受け入れるかの検討がされている。本来、理念や方針からすると「受け入れない」という選択肢はないはずの法人・事業所が、受け入れの検討をせざるを得ない現状がある。
- ④多くの問題があって、その中の一部だと思う。介護については、いろいろな事例もあるし難しいと思う。でも、知らなかったことが勉強できてよかったと思う。
- ⑤介護報酬の分析を含め大変勉強になりました。
- ⑥介護保険の公費負担 50%からの引き上げは、今後 2025 年問題が出てきますので、早く運動化する必要があると思います。2号被保険者の第7期の負担は 23%で、このペースでいくと第9期は 25%になってしまいます。パイは大きくなり、負担割合が増え、ダブルで上がるからです。なお、実際の1号と2号の割合と国の平均が異なっていて、結果として2号の大きくなります。
- ⑦総合事業調査はよくまとめられていて参考になります。資料として活用させていただきます。介護事業所アンケートは、協力事業所へのフィードバックは行っているのでしょうか？ 各事業所は、国や行政の方向付けにただしたがっているでしょう。（批判の手段がないものですから）

3) 特別報告はいかがでしたか

- ①大田区の総合事業の実態は、とてもひどいものだと思います。大東市や和光市などの先例に劣らない状況だと思います。
- ②それぞれの自治体の様子をうかがい考えさせられました。事業所での勉強会・研修に生かしたいと思います。

③大田区のガイドブックのあり方や総合事業対象者に対する対処には、現場として訴えを続けていかないといけないと感じた。

④特に大田区の実態。総合事業 B の取り組みはよくわかりました。また、豊島区を選択的介護については、資料もありモデル事業が手本となりますので、今後の取り組みを注視していきます。引き続き、対市交渉と署名等の取り組みを続けていきます。

⑤みなさん頑張っておられると思う。

⑥地域での様々な取り組み・実態が本当によくわかりました。たたかいの方向、老人福祉法、無差別平等の原則を改めて強く感じました。

⑦豊島区の事例、徹底した市場主義のイデオロギーに基いているのですね。

4) その他、今後開催してほしい内容、お気づきの点など

①外国人を介護労働者として雇用することについて。総合事業のその後の状況。

②今後もこのような会を継続していただきたいと思います。

③介護の仕事をしている人達の集まり、心配事やなやみなどについて交流できる「つどい」がほしい。

④引き続き、活動の継続を希望します。

1 月度事務局団体会議

2018 年 1 月 23 日

消費税廃止東京各界連絡会

連日のご奮闘ご苦労様です。

22 日から通常国会が始まりました。所信表明演説では全世代型社会保障と称して、偽りの「社会保障制度の改革」を強調し、「来年 10 月に引き上げる予定の消費税財源を活用し、お年寄りも若者も安心できる『全世代型』の社会保障制度へと、大きく転換してまいります」と増税を既定路線として強調。社会保障費削減、教育無償化も先送りです。同時に、働き方改革で非正規を無くすとしていますが、残業代ゼロ法案、残業無制限で大企業に対する減税です。憲法改悪の加速を強調しています。

「18 年度税制改正で増税の地ならし」と同時に、生活費非課税、応能負担の原則を歪める給与控除や基礎控除の改悪であり、本来の役割りをないがしろにしている。また、大企業には大盤振る舞いの減税を行ないます。

通常国会での「改憲」発議を着々と進めています。「改憲・大増税阻止」の大宣伝が求められる時です。

一 大塚駅・宣伝行動

12 月 6 団体 12 人参加、ティッシュ・チラシ 200、署名 3 人

1 月 雪のため中止

二 「改憲・大増税阻止」の大宣伝

1、陳情に対する会派要請を検討

2、2・9 代表者会議 ……別紙

各団体より参加を強める

3、地域各界連の活動強化、4・1 大宣伝行動、学習会運動を目指して

4、3.13 をもとにした団体訪問。 郵送を検討します。

地域各界連でも取り組みを強めるよう訴える

①全国の提起を踏まえ、②都議団と相談

三 財政関係

1、会費納入について（17 年 9 月～18 年 8 月）、
後日決算・請求書を郵送でお送りします。

四 次回の宣伝・署名行動、事務局団体会、財政等

1、事務局団体会議 …… 2 月 20 日（火）13 時 45 分～15 時

場所：労働会館 2 F 第 1 会議室

2、定点宣伝（大塚駅北口）…… 2 月 20 日（火）12～13 時

…各団体へ弁士 1 名ずつ要請。

以上

2017～2018 年度 都民連第 2 回世話人会議 まとめ

日時 2018年1月19日(金) 13:30～14:20

会場 東京地評会議室

【出席確認(順不同、敬称略。)] 9 組織 11 人

中里(東商連)、佐久間(新婦人本部)、杉山(東京自治労連)、小澤(年金者組合都本部)、水上(都生連)、國米(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、木下(都教組)、杉田(東京民医連)、本村(東京土建)、石島(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、井手口・阿久津・鎌田(東京地評)、オブザーバー: 會澤(革新都政の会)、寺川(東京社保協)、佐田(障都連)

I. 特別報告

今回は特に設けていません。

II. 報告事項

1. 経過報告(11月6日～1月18日)

(1)2017年東京都議会第4回定例会(4定) 開会日行動

12月1日(金)12:15より、東京都庁にて200人の参加で実施しました。松森東京地評事務局長による開会あいさつ、米倉はるな都議(日本共産党)の連帯挨拶のあと、4団体から決意表明がなされました(「築地市場業者と業者の要求」(東商連事務局長・中里俊男氏)、「特定整備路線問題の現在と課題」(特定整備路線の会東京連絡会・柳井真知子氏)、「都営住宅の空き家問題について」(都生連事務局長・水上昭三氏)、「介護事業所アンケート結果から見える介護実態の告発」(介護をよくする会事務局・相川和義氏))。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

(2)都民要求実現全都連絡会(都民連)

11月6日(月)13:30～15:30、東京地評会議室にて開催し9組織11人が出席しました。冒頭、都政・都議会報告として曾根はじめ都議(日本共産党)から報告を受け、都政を中心に今後の議会で焦点となる生活課題について意見交換を進めました。4定開会日行動の計画も協議、確認しました。

(2)都民生活要求大行動実行委員会(都民生活)

①東京都への予算要望・要請行動

11月1日(水)9:30～17:30、東京都庁第2本庁舎10階210・211会議室にて開催し、延べ人数329人が参加しました。実行委員会は7月、東京都に対し2018年度予算要望書を提出。東京都はこれに対し、10月10日までに文書で回答を寄せました。この日行われた対都要請行動は、この回答にもとづき再質問・再要請する目的で実施したものです。

②(会議)11月20日(月)10:00より、東京地評会議室にて7団体の出席のもと開催し、

2018年度東京都予算要望行動の総括会議を行いました。各団体の要求実現の到達や今後の課題について意見交換し、次年度も同様の行動を展開することを確認しました。

(3)2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会(オリパラ都民の会)

①行動・集会など

(宣伝)10月31日(火)、都内2カ所で宣伝行動を実施しました。選手村土地投げ売り住民訴訟口頭弁論の前に世論を盛り上げるねらいで実施されました。宣伝は、8:00~9:00(都庁1庁と2庁の間)、6団体8人で、11:30~13:00(虎ノ門ヒルズ前)、4団体6人で実施しました。都庁前宣伝では、徳留道信都議(日本共産党)があいさつをしました。

(晴海選手村土地投げ売り裁判 第1回口頭弁論)11月17日(金)13:30より、晴海選手村土地投げ売りを正す会を原告に、東京地裁419号法廷にて第1回口頭弁論が行われ、傍聴席(50席ほど)は満席となりました。 次回の期日は2018年2月27日(火)15:00から東京地裁419号法廷。

②運営委員会

10月24日(火)13:30から東京地評会議室にて、7団体8人の出席で開催されました。都議会第4回定例会にむけた都議会会派との懇談などを計画しました。

(4)豊洲新市場への移転中止を求める取り組み

①豊洲移転中止署名

12/30現在、51,511筆を集計。現在も取扱っております。

②行動、集会

(豊洲移転中止署名をすすめる会 都議会報告会)12月14日(木)14:00より、都議会第1会議室にて開催され24人が集まりました。日本共産党都議団より4定での質疑をはじめ、豊洲新市場をめぐる情勢について報告を受け、今後の取り組みについて意見交換を進めました。

③会議

(守ろう!築地市場パレード実行委員会)

・11月7日(火)14:00より、東中労事務所にて会議が開催されました。移転計画をめぐる市場関係者の動向を中心に意見交換を進めました。

・12月5日(火)14:00より、東中労事務所にて会議が開催されました。通常国会で見込まれる卸売市場法改正問題と移転計画をめぐる市場関係者の動向を中心に意見交換を進めました。

・1月16日(火)14:00~16:45、築地市場厚生会館会議室にて開催しました。冒頭、卸売市場改定問題についての学習会(60分間。講師・三国英美・広島大学名誉教授)を開催、その後、築地市場問題の情勢討議、予算議会にむけた行動計画を協議しました。

(豊洲移転中止署名をすすめる会 事務局会議)

12月8日(金)16:00より、東京地評6F応接室にて6人の参加で実施しました。

(5)2018年東京自治研究集会

(実行委員会)11月22日(水)18:30より東京自治労連会議室にて第1回実行委員会

を開催し体制と基調報告作成にあたっての基本的考え方等を協議、確認しました。今後、2018年12月開催にむけて準備をすすめます。

(6)都議会・都民生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

- 豊洲移転問題、2020オリパラ問題
- 国保財政の都道府県化問題
- 東京都次年度予算関係
- 各団体の取り組む活動・取り組みの資料(都民生活課題を中心に)

Ⅲ. 協議事項

1. 2018年度東京都議会第1回定例会(1定)開会日行動の計画

以下のとおり、提案いたします。

(1) 1定の日程(予定)

| | |
|---------|---------------------|
| 開会(本会議) | 2月21日(水曜日) |
| 代表質問 | 3月1日(木曜日) |
| 一般質問 | 3月2日(金曜日)、3月5日(月曜日) |
| 閉会(本会議) | 3月29日(木曜日) |

(2) 都議会開会日行動

開会日に実施します。

| | |
|----|------------------------|
| 日時 | 2月21日(水曜日) 12:15~12:45 |
| 場所 | 東京都庁第1本庁舎前歩道 |
| 主催 | 都民連、東京社保協、東京地評 |

(3) 行動内容の検討

| | |
|--------|------------------------------|
| 宣伝カー | 東京土建カーに配置を要請します。 |
| 司会 | 東京地評(以降、新婦人本部→東京社保協→東京母親) |
| 主催者挨拶 | 東京地評・荻原淳議長(豊洲、オリパラ問題に触れてもらう) |
| 団体決意表明 | 4テーマを掲げる(各4分)。 |

※以下のテーマ・分野で設定したいと思います。①都立病院の独立行政法人化問題(関係者)、②東京都は公契約条例の制定を(東京土建)、③国保財政の都道府県化問題、④基地・平和問題。

| | |
|--------|---|
| 会派あいさつ | 開会日確定後、各会派に参加要請します。 |
| 個人請願書 | 各団体の要求にもとづいて、あらためて精査してください。 <u>1月31日(水)正午に確定し、メール・ファックス送信します。組合員・会員に事前の記入と当日持参を呼びかけてください。(前回4定では事前記入は100人分でした。2倍化を目指します。ご協力ください。)</u> |

シュプレヒコール 前回行動のものを活用します。修正意見は2/19まで受付。

シュプレヒコーラー：新スポ東京をお願いします。

2. 2018年度東京都予算案学習会の計画

2月16日（金）13：30～15：00、東京地評会議室にて開催することを提案します。
講師は、氏家祥夫さん（革新都政の会）と日本共産党東京都議団の2人に要請します。

3. 各団体の取り組みの交流（掲載略）

資料集その2に各団体の取り組みに関する資料を掲載しています。

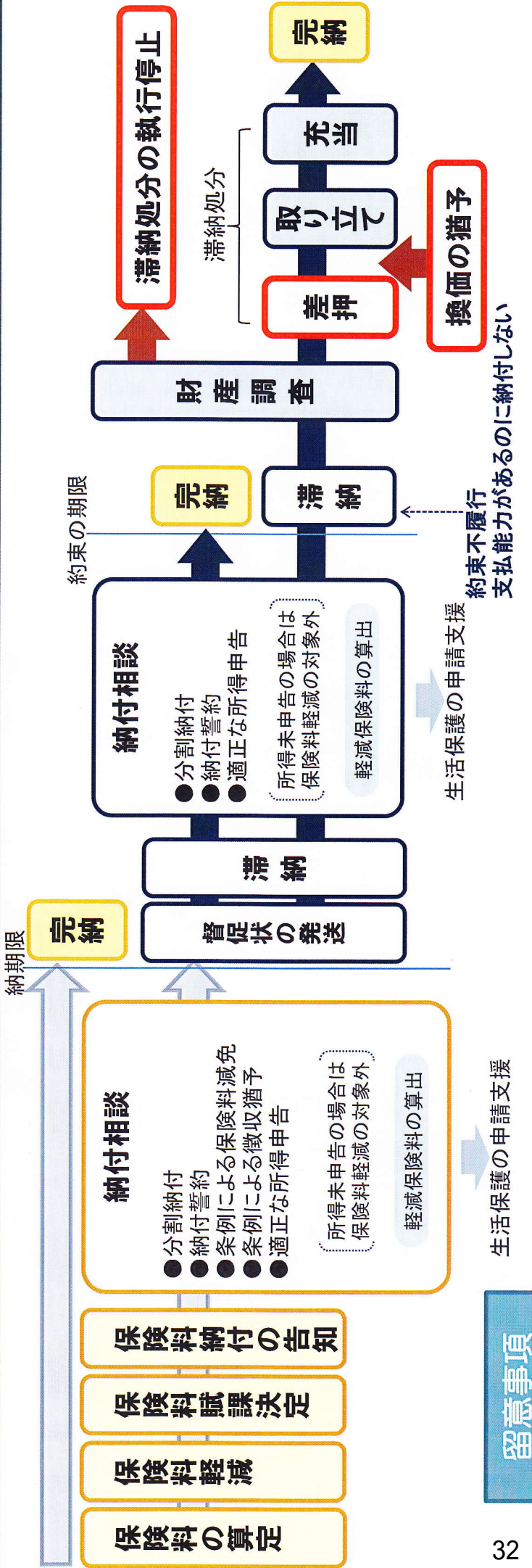
【次回の日程】

3月12日（月）10：30～12：00 東京地評会議室

※毎月初旬の金曜日、月曜日での設定を定例化できるように努めています。

以 上

国保保険料（税）の徴収業務の流れ



留意事項

- < 給与等の差押禁止の基準 >
生活保護法における生活扶助の基準となる金額（支給の基礎となった期間1月ごとに10万円と滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した額）は差し押さえることができない。
- < 滞納処分の停止における生活困窮の基準 >
滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できないとされている。「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（前述の生活保護法における生活扶助の基準となる金額で営まれる生活の程度）になるおそれがある場合をいう。
- < 申請による換価の猶予 >
納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納付の履行を確保する観点から、申請による換価の猶予の制度が設けられている。財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある場合には、滞納者の申請に基づき、換価を猶予する。

○国税徴収法

(滞納処分の停止の要件等)

第一百五十三条第1項

税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

二 滞納処分の執行等をするることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(給与の差押禁止)

第七十六条第1項

給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額

○国税徴収法施行令

(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

第三十四条

法第七十六条第一項第四号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千元を加算した金額）とする。

ると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第四章 削除

第四十二条 削除

第四十三条 削除

第四十四条 削除

第四十五条 削除

第四十六条 削除

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押

第一款 通則

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

(超過差押及び無益な差押の禁止)

第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

(差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重)

第四十九条 徴収職員は、滞納者（譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条（差押禁止財産）を除き、以下同じ。）の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

(第三者の権利の目的となつている財産の差押換)

第五十条 質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつている財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつていないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

2018年度標準保険料率と2017年度保険料率の増減

医療分+後期支援分+介護納付分の合計(所得割と資産割は率、平等割と均等割は円)

| | 2018年度標準保険料率 | | | | 2017年度保険料率 | | | | 増減 | | | |
|------|--------------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 所得割 | 資産割 | 平等割 | 均等割 | 所得割 | 資産割 | 平等割 | 均等割 | 所得割 | 資産割 | 平等割 | 均等割 |
| 千代田 | 0.1099 | 0.0000 | 0 | 59,929 | 0.1019 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0080 | 0.0000 | 0 | -5,171 |
| 中央 | 0.1294 | 0.0000 | 0 | 74,627 | 0.1049 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0245 | 0.0000 | 0 | 9,527 |
| 港 | 0.1128 | 0.0000 | 0 | 72,370 | 0.1052 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0076 | 0.0000 | 0 | 7,270 |
| 新宿 | 0.1391 | 0.0000 | 0 | 79,723 | 0.1089 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0302 | 0.0000 | 0 | 14,623 |
| 文京 | 0.1207 | 0.0000 | 0 | 72,399 | 0.1078 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0129 | 0.0000 | 0 | 7,299 |
| 台東 | 0.1447 | 0.0000 | 0 | 66,197 | 0.1098 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0349 | 0.0000 | 0 | 1,097 |
| 墨田 | 0.1213 | 0.0000 | 0 | 76,058 | 0.1102 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0111 | 0.0000 | 0 | 10,958 |
| 江東 | 0.1267 | 0.0000 | 0 | 75,092 | 0.1097 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0170 | 0.0000 | 0 | 9,992 |
| 品川 | 0.1120 | 0.0000 | 0 | 72,267 | 0.1082 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0038 | 0.0000 | 0 | 7,167 |
| 目黒 | 0.1142 | 0.0000 | 0 | 74,776 | 0.1055 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0087 | 0.0000 | 0 | 9,676 |
| 大田 | 0.1232 | 0.0000 | 0 | 80,988 | 0.1087 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0145 | 0.0000 | 0 | 15,888 |
| 世田谷 | 0.1404 | 0.0000 | 0 | 53,723 | 0.1095 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0309 | 0.0000 | 0 | -11,377 |
| 渋谷 | 0.1205 | 0.0000 | 0 | 74,256 | 0.1059 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0146 | 0.0000 | 0 | 9,156 |
| 中野 | 0.1439 | 0.0000 | 0 | 65,574 | 0.1106 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0333 | 0.0000 | 0 | 474 |
| 杉並 | 0.1226 | 0.0000 | 0 | 81,838 | 0.1091 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0135 | 0.0000 | 0 | 16,738 |
| 豊島 | 0.1311 | 0.0000 | 0 | 78,902 | 0.1098 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0213 | 0.0000 | 0 | 13,802 |
| 北 | 0.1332 | 0.0000 | 0 | 74,224 | 0.1102 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0230 | 0.0000 | 0 | 9,124 |
| 荒川 | 0.1212 | 0.0000 | 0 | 75,960 | 0.1110 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0102 | 0.0000 | 0 | 10,860 |
| 板橋 | 0.1344 | 0.0000 | 0 | 78,510 | 0.1110 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0234 | 0.0000 | 0 | 13,410 |
| 練馬 | 0.1152 | 0.0000 | 0 | 71,903 | 0.1097 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0055 | 0.0000 | 0 | 6,803 |
| 足立 | 0.1270 | 0.0000 | 0 | 79,696 | 0.1095 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0175 | 0.0000 | 0 | 14,596 |
| 葛飾 | 0.1378 | 0.0000 | 0 | 68,093 | 0.1089 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0289 | 0.0000 | 0 | 2,993 |
| 江戸川 | 0.1188 | 0.0000 | 0 | 77,459 | 0.1093 | 0.0000 | 0 | 65,100 | 0.0095 | 0.0000 | 0 | 12,359 |
| 八王子 | 0.1193 | 0.0000 | 0 | 63,227 | 0.0870 | 0.0000 | 0 | 51,000 | 0.0323 | 0.0000 | 0 | 12,227 |
| 立川 | 0.1164 | 0.0000 | 0 | 65,374 | 0.1000 | 0.0000 | 0 | 55,000 | 0.0164 | 0.0000 | 0 | 10,374 |
| 武蔵野 | 0.0998 | 0.0000 | 0 | 58,954 | 0.0780 | 0.0000 | 0 | 43,900 | 0.0218 | 0.0000 | 0 | 15,054 |
| 三鷹 | 0.1224 | 0.0000 | 0 | 53,864 | 0.0770 | 0.0000 | 0 | 46,000 | 0.0454 | 0.0000 | 0 | 7,864 |
| 青梅 | 0.1191 | 0.0000 | 0 | 56,330 | 0.0860 | 0.0000 | 0 | 44,500 | 0.0331 | 0.0000 | 0 | 11,830 |
| 府中 | 0.1206 | 0.0000 | 0 | 53,172 | 0.0754 | 0.0000 | 0 | 39,000 | 0.0452 | 0.0000 | 0 | 14,172 |
| 昭島 | 0.1153 | 0.0000 | 0 | 50,908 | 0.0955 | 0.0000 | 0 | 53,500 | 0.0198 | 0.0000 | 0 | -2,592 |
| 調布 | 0.1108 | 0.0000 | 0 | 63,683 | 0.0837 | 0.0000 | 0 | 46,500 | 0.0271 | 0.0000 | 0 | 17,183 |
| 町田 | 0.1133 | 0.0000 | 17,140 | 51,134 | 0.0848 | 0.0000 | 15,000 | 43,000 | 0.0285 | 0.0000 | 2,140 | 8,134 |
| 小金井 | 0.1132 | 0.0000 | 6,776 | 47,372 | 0.0935 | 0.0000 | 6,600 | 51,000 | 0.0197 | 0.0000 | 176 | -3,628 |
| 小平 | 0.1136 | 0.0000 | 0 | 64,880 | 0.0847 | 0.0000 | 0 | 49,000 | 0.0289 | 0.0000 | 0 | 15,880 |
| 日野 | 0.1061 | 0.0000 | 11,417 | 48,426 | 0.0760 | 0.0000 | 6,000 | 45,000 | 0.0301 | 0.0000 | 5,417 | 3,426 |
| 東村山 | 0.1164 | 0.0000 | 14,590 | 60,206 | 0.0815 | 0.0000 | 12,000 | 51,600 | 0.0349 | 0.0000 | 2,590 | 8,606 |
| 国分寺 | 0.1031 | 0.0000 | 0 | 64,361 | 0.0679 | 0.0000 | 0 | 54,000 | 0.0352 | 0.0000 | 0 | 10,361 |
| 国立 | 0.1267 | 0.0000 | 0 | 44,185 | 0.0915 | 0.0000 | 0 | 41,000 | 0.0352 | 0.0000 | 0 | 3,185 |
| 福生 | 0.1267 | 0.0000 | 0 | 55,987 | 0.0780 | 0.0000 | 0 | 46,000 | 0.0487 | 0.0000 | 0 | 9,987 |
| 狛江 | 0.1101 | 0.0000 | 0 | 54,305 | 0.0772 | 0.1000 | 2,000 | 43,700 | 0.0329 | -0.1000 | -2,000 | 10,605 |
| 東大和 | 0.1214 | 0.0000 | 0 | 52,135 | 0.0915 | 0.0000 | 0 | 45,200 | 0.0299 | 0.0000 | 0 | 6,935 |
| 清瀬 | 0.1204 | 0.1296 | 17,952 | 49,318 | 0.0827 | 0.1100 | 16,000 | 43,000 | 0.0377 | 0.0196 | 1,952 | 6,318 |
| 東久留米 | 0.0911 | 0.0000 | 4,315 | 65,582 | 0.0818 | 0.0000 | 4,600 | 55,600 | 0.0093 | 0.0000 | -285 | 9,982 |
| 武蔵村山 | 0.1094 | 0.1435 | 8,488 | 57,734 | 0.0790 | 0.1000 | 5,200 | 43,500 | 0.0304 | 0.0435 | 3,288 | 14,234 |
| 多摩 | 0.1140 | 0.0000 | 0 | 54,693 | 0.0775 | 0.0000 | 0 | 45,800 | 0.0365 | 0.0000 | 0 | 8,893 |
| 稲城 | 0.1099 | 0.0000 | 0 | 54,181 | 0.0799 | 0.0000 | 0 | 41,200 | 0.0300 | 0.0000 | 0 | 12,981 |
| 羽村 | 0.1252 | 0.0000 | 0 | 55,415 | 0.0890 | 0.0000 | 0 | 45,800 | 0.0362 | 0.0000 | 0 | 9,615 |
| あきる野 | 0.0977 | 0.0836 | 11,667 | 49,277 | 0.0778 | 0.0750 | 10,800 | 41,000 | 0.0199 | 0.0086 | 867 | 8,277 |
| 西東京 | 0.1241 | 0.0000 | 6,942 | 54,321 | 0.0873 | 0.0000 | 5,800 | 46,600 | 0.0368 | 0.0000 | 1,142 | 7,721 |
| 瑞穂町 | 0.1185 | 0.0000 | 0 | 55,444 | 0.0772 | 0.0000 | 0 | 41,100 | 0.0413 | 0.0000 | 0 | 14,344 |
| 日の出町 | 0.1143 | 0.0000 | 0 | 62,639 | 0.0773 | 0.0000 | 0 | 44,700 | 0.0370 | 0.0000 | 0 | 17,939 |
| 檜原村 | 0.0902 | 0.0000 | 0 | 48,988 | 0.0720 | 0.0000 | 0 | 38,000 | 0.0182 | 0.0000 | 0 | 10,988 |
| 奥多摩町 | 0.0978 | 0.0000 | 0 | 55,909 | 0.0795 | 0.0000 | 0 | 43,000 | 0.0183 | 0.0000 | 0 | 12,909 |
| 大島町 | 0.1064 | 0.8177 | 32,828 | 37,285 | 0.0700 | 0.5600 | 28,500 | 30,200 | 0.0364 | 0.2577 | 4,328 | 7,085 |
| 利島村 | 0.0445 | 0.3874 | 20,349 | 31,709 | 0.0550 | 0.5200 | 21,000 | 28,000 | -0.0105 | -0.1326 | -651 | 3,709 |
| 新島村 | 0.0993 | 0.7016 | 29,752 | 31,623 | 0.0590 | 0.4580 | 23,000 | 23,000 | 0.0403 | 0.2436 | 6,752 | 8,623 |
| 神津島村 | 0.0654 | 0.6760 | 39,304 | 37,146 | 0.0568 | 0.5400 | 30,000 | 27,500 | 0.0086 | 0.1360 | 9,304 | 9,646 |
| 三宅村 | 0.0695 | 0.5365 | 31,339 | 30,138 | 0.0700 | 0.6500 | 28,600 | 29,200 | -0.0005 | -0.1135 | 2,739 | 938 |
| 御蔵島村 | 0.0429 | 0.6516 | 16,210 | 20,085 | 0.0466 | 0.7144 | 16,700 | 20,900 | -0.0037 | -0.0628 | -490 | -815 |
| 八丈町 | 0.0792 | 0.5756 | 27,791 | 23,004 | 0.0715 | 0.5950 | 32,700 | 27,200 | 0.0077 | -0.0194 | -4,909 | -4,196 |
| 青ヶ島村 | 0.0752 | 0.3356 | 32,788 | 33,152 | 0.0580 | 0.8500 | 43,000 | 43,000 | 0.0172 | -0.5144 | -10,212 | -9,848 |
| 小笠原村 | 0.0665 | 0.8130 | 30,649 | 34,210 | 0.0602 | 0.6100 | 20,800 | 20,000 | 0.0063 | 0.2030 | 9,849 | 14,210 |

2018年本係数に基づく試算額と2017年度比較

試算条件：4人世帯。年齢と収入は以下の通り

- ①世帯主40歳代・給与収入400万円、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

| | 2018年度本係数に基づく試算 | | 2017年度 | | 増加額 | 2018年度本係数に基づく試算 | | 2017年度 | | 増加額 | |
|-----|-----------------|----------|----------|----------|---------|-----------------|----------|----------|----------|---------|---------|
| | 所得に占める割合 | 国保料(税)年額 | 所得に占める割合 | 国保料(税)年額 | | 所得に占める割合 | 国保料(税)年額 | 所得に占める割合 | 国保料(税)年額 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 千代田 | 17.3 | 460,513 | 17.5 | 466,627 | -6,114 | 町田 | 17.5 | 464,775 | 13.7 | 365,584 | 99,191 |
| 中央 | 21.1 | 561,120 | 17.8 | 473,617 | 87,503 | 小金井 | 16.3 | 434,608 | 14.9 | 396,455 | 38,153 |
| 港 | 19.3 | 513,384 | 17.8 | 474,316 | 39,068 | 小平 | 18.3 | 487,954 | 13.6 | 362,151 | 125,803 |
| 新宿 | 22.8 | 606,637 | 18.2 | 482,937 | 123,700 | 日野 | 15.9 | 423,438 | 12.7 | 339,080 | 84,358 |
| 文京 | 20.0 | 531,209 | 18.1 | 480,374 | 50,835 | 東村山 | 18.7 | 498,074 | 14.3 | 380,695 | 117,379 |
| 台東 | 21.4 | 568,313 | 18.2 | 485,034 | 83,279 | 国分寺 | 17.5 | 465,055 | 13.0 | 346,207 | 118,848 |
| 墨田 | 20.8 | 554,063 | 18.3 | 485,966 | 68,097 | 国立 | 17.0 | 451,325 | 13.4 | 355,195 | 96,130 |
| 江東 | 21.0 | 559,655 | 18.2 | 484,801 | 74,854 | 福生 | 18.5 | 492,905 | 12.9 | 343,740 | 149,165 |
| 品川 | 19.3 | 514,400 | 18.1 | 481,306 | 33,094 | 狛江 | 16.8 | 447,409 | 12.8 | 339,676 | 107,733 |
| 目黒 | 19.8 | 525,764 | 17.9 | 475,015 | 50,749 | 東大和 | 17.7 | 470,038 | 14.0 | 372,395 | 97,643 |
| 大田 | 21.5 | 571,372 | 18.1 | 482,471 | 88,901 | 清瀬 | 17.9 | 475,758 | 13.4 | 356,191 | 119,567 |
| 世田谷 | 19.3 | 513,962 | 18.2 | 484,335 | 29,627 | 東久留米 | 16.9 | 450,476 | 14.7 | 392,194 | 58,282 |
| 渋谷 | 20.2 | 537,491 | 17.9 | 475,947 | 61,544 | 武蔵村山 | 17.7 | 472,081 | 12.8 | 341,270 | 130,811 |
| 中野 | 21.2 | 564,173 | 18.3 | 486,898 | 77,275 | 多摩 | 17.3 | 460,920 | 12.9 | 343,775 | 117,145 |
| 杉並 | 21.6 | 573,410 | 18.2 | 483,403 | 90,007 | 稲城 | 16.8 | 447,881 | 12.2 | 324,767 | 123,114 |
| 豊島 | 21.9 | 583,529 | 18.2 | 485,034 | 98,495 | 羽村 | 18.4 | 489,248 | 13.7 | 364,570 | 124,678 |
| 北 | 21.6 | 573,756 | 18.3 | 485,966 | 87,790 | あきる野 | 15.5 | 411,420 | 12.6 | 335,824 | 75,596 |
| 荒川 | 21.0 | 557,516 | 18.3 | 487,830 | 69,686 | 西東京 | 18.2 | 485,189 | 13.8 | 367,009 | 118,180 |
| 板橋 | 22.2 | 590,042 | 18.3 | 487,830 | 102,212 | 瑞穂町 | 17.6 | 468,277 | 12.0 | 318,276 | 150,001 |
| 練馬 | 19.5 | 519,438 | 18.2 | 484,801 | 34,637 | 日の出町 | 18.3 | 487,593 | 12.7 | 336,909 | 150,684 |
| 足立 | 21.7 | 577,464 | 18.2 | 484,335 | 93,129 | 檜原村 | 14.4 | 382,996 | 11.2 | 297,760 | 85,236 |
| 葛飾 | 21.1 | 561,442 | 18.2 | 482,937 | 78,505 | 奥多摩町 | 16.1 | 428,986 | 12.6 | 335,235 | 93,751 |
| 江戸川 | 20.5 | 546,560 | 18.2 | 483,869 | 62,691 | 大島町 | 17.0 | 453,367 | 12.2 | 324,400 | 128,967 |
| 八王子 | 18.9 | 503,997 | 14.4 | 382,710 | 121,287 | 利島村 | 9.3 | 246,704 | 10.2 | 272,150 | -25,446 |
| 立川 | 18.7 | 498,120 | 16.0 | 426,200 | 71,920 | 新島村 | 15.1 | 402,555 | 9.8 | 261,370 | 141,185 |
| 武蔵野 | 16.5 | 437,738 | 12.6 | 334,540 | 103,198 | 神津島村 | 13.2 | 350,804 | 10.8 | 286,344 | 64,460 |
| 三鷹 | 17.8 | 473,000 | 12.7 | 338,410 | 134,590 | 三宅村 | 12.3 | 328,363 | 12.1 | 322,600 | 5,763 |
| 青梅 | 18.0 | 479,731 | 13.5 | 359,780 | 119,951 | 御蔵島村 | 8.0 | 212,369 | 8.6 | 228,798 | -16,429 |
| 府中 | 17.7 | 470,930 | 11.8 | 313,202 | 157,728 | 八丈町 | 12.0 | 318,601 | 11.9 | 317,645 | 956 |
| 昭島 | 16.8 | 446,003 | 15.3 | 407,515 | 38,488 | 青ヶ島村 | 12.3 | 327,730 | 14.0 | 372,640 | -44,910 |
| 調布 | 18.2 | 483,592 | 13.5 | 359,221 | 124,371 | 小笠原村 | 12.5 | 331,842 | 9.8 | 259,966 | 71,876 |

2018年度本係数に基づく都内自治体別 子ども国保料(税)

| | 2018年度 本係数子 ども国保料 (税):円 | 2017年度 子ども国 保料 (税):円 | 増減 | | 2018年度本 係数子ども 国保料 (税):円 | 2017年度 子ども国 保料 (税):円 | 増減 | | 2018年度本 係数子ども 国保料 (税):円 | 2017年度 子ども国 保料(税): 円 | 増減 |
|------|----------------------------------|-------------------------------|--------|------|----------------------------------|-------------------------------|--------|-------|----------------------------------|-------------------------------|---------|
| 千代田区 | 42,294 | 49,500 | -7,206 | 葛飾区 | 52,091 | 49,500 | 2,591 | 東久留米市 | 51,367 | 42,900 | 8,467 |
| 中央区 | 55,182 | 49,500 | 5,682 | 江戸川区 | 57,419 | 49,500 | 7,919 | 武蔵村山市 | 43,024 | 30,000 | 13,024 |
| 港区 | 52,910 | 49,500 | 3,410 | 八王子市 | 49,787 | 39,000 | 10,787 | 多摩市 | 42,957 | 35,800 | 7,157 |
| 新宿区 | 61,544 | 49,500 | 12,044 | 立川市 | 48,080 | 41,600 | 6,480 | 稲城市 | 41,726 | 28,100 | 13,626 |
| 文京区 | 52,590 | 49,500 | 3,090 | 武蔵野市 | 43,648 | 32,500 | 11,148 | 羽村市 | 43,351 | 32,800 | 10,551 |
| 台東区 | 49,384 | 49,500 | -116 | 三鷹市 | 40,040 | 33,500 | 6,540 | あきる野市 | 34,689 | 29,000 | 5,689 |
| 墨田区 | 59,659 | 49,500 | 10,159 | 青梅市 | 44,784 | 35,200 | 9,584 | 西東京市 | 40,226 | 32,300 | 7,926 |
| 江東区 | 57,130 | 49,500 | 7,630 | 府中市 | 41,794 | 29,760 | 12,034 | 瑞穂町 | 40,642 | 28,100 | 12,542 |
| 品川区 | 54,453 | 49,500 | 4,953 | 昭島市 | 37,769 | 39,000 | -1,231 | 日の出町 | 47,998 | 33,700 | 14,298 |
| 目黒区 | 55,063 | 49,500 | 5,563 | 調布市 | 49,031 | 35,600 | 13,431 | 檜原村 | 37,427 | 27,000 | 10,427 |
| 大田区 | 61,170 | 49,500 | 11,670 | 町田市 | 40,689 | 33,500 | 7,189 | 奥多摩町 | 44,647 | 32,000 | 12,647 |
| 世田谷区 | 39,692 | 49,500 | -9,808 | 小金井市 | 34,666 | 35,000 | -334 | 大島町 | 28,586 | 22,200 | 6,386 |
| 渋谷区 | 54,107 | 49,500 | 4,607 | 小平市 | 46,753 | 33,400 | 13,353 | 利島村 | 19,941 | 20,500 | -559 |
| 中野区 | 48,869 | 49,500 | -631 | 日野市 | 33,978 | 33,000 | 978 | 新島村 | 21,554 | 16,000 | 5,554 |
| 杉並区 | 62,038 | 49,500 | 12,538 | 東村山市 | 45,930 | 37,800 | 8,130 | 神津島村 | 25,513 | 21,000 | 4,513 |
| 豊島区 | 60,131 | 49,500 | 10,631 | 国分寺市 | 48,055 | 40,000 | 8,055 | 三宅村 | 23,994 | 20,000 | 3,994 |
| 北区 | 57,476 | 49,500 | 7,976 | 国立市 | 33,872 | 30,000 | 3,872 | 御蔵島村 | 11,726 | 13,000 | -1,274 |
| 荒川区 | 61,600 | 49,500 | 12,100 | 福生市 | 42,860 | 35,000 | 7,860 | 八丈町 | 15,743 | 17,100 | -1,357 |
| 板橋区 | 59,935 | 49,500 | 10,435 | 狛江市 | 41,133 | 32,700 | 8,433 | 青ヶ島村 | 18,321 | 33,000 | -14,679 |
| 練馬区 | 53,608 | 49,500 | 4,108 | 東大和市 | 41,453 | 34,400 | 7,053 | 小笠原村 | 18,589 | 14,200 | 4,389 |
| 足立区 | 61,081 | 49,500 | 11,581 | 清瀬市 | 36,079 | 28,000 | 8,079 | | | | |